

市の家計簿を公表します

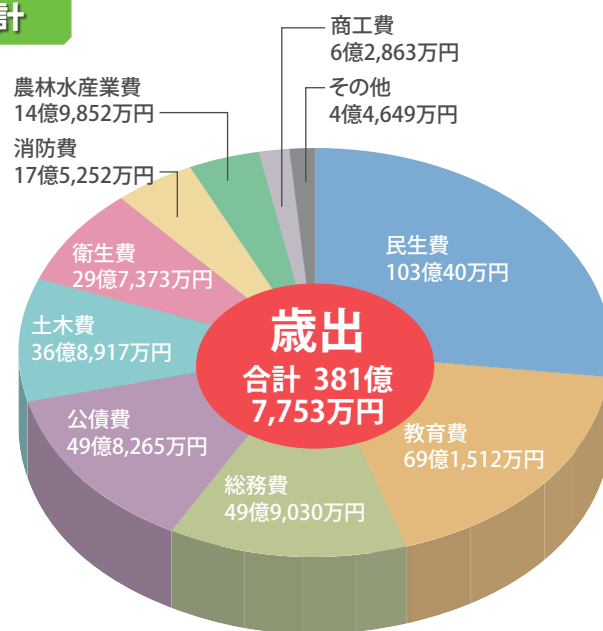
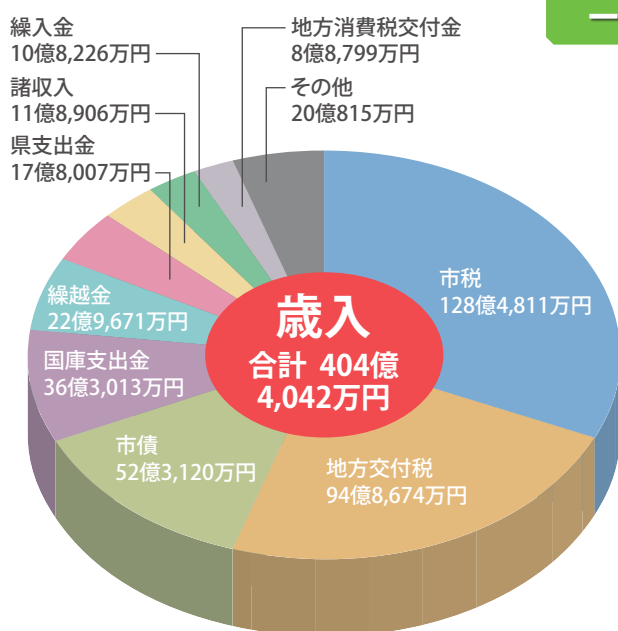
市の財政がどのように運営されたかを市民の皆さんに把握してもらうため、財政状況の公表を行っています。今回は、平成23年度決算の状況をお知らせします。詳しくは、市役所、各地域事務所および西部支所の掲示場に掲示するほか、市ホームページ (<http://www.city.seki.gifu.jp/>) でも見ることができます。

照会先 財政課 ☎ 23-7709

平成23年度決算の状況

一般会計の歳入総額は、404億4,042万円で、前年度と比較して6億5,306万円増加（伸率1.6%）しています。また、歳出総額は、381億7,753万円で、前年度と比較して6億8,688万円の増加（伸率1.8%）となっています。

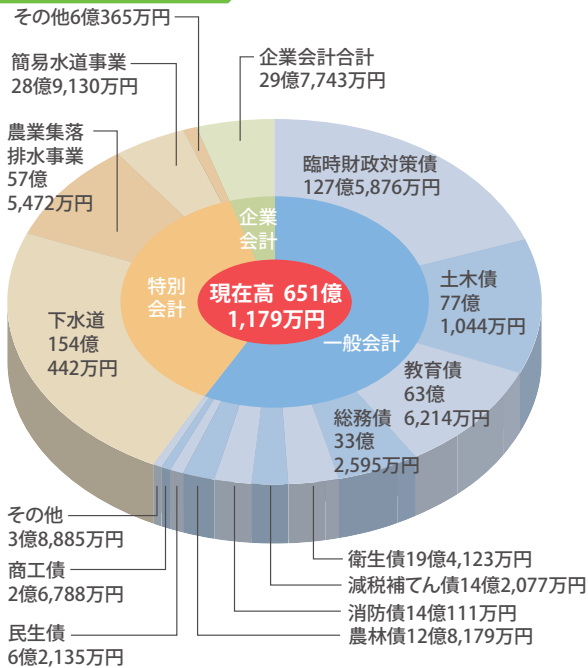
市の借入金である市債の年度末現在高は、一般会計、特別会計、企業会計合わせて651億1,179万円で、前年度と比較して1億4,938万円減少（伸率△0.2%）しています。一方、貯金である基金（一般会計）の年度末現在高は、173億5,418万円で、4億8,588万円増加（伸率2.9%）しています。



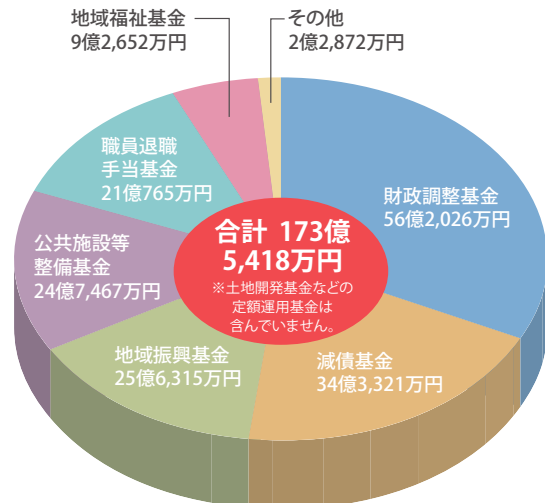
●歳出

- **議会費**
市議会運営のための経費で、議員報酬も含まれます。
- **総務費**
庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収などの経費です。
- **民生費**
障がいのある方や高齢者に対する福祉の充実、子育て支援などの経費です。
- **衛生費**
環境保全、疾病予防、健康増進などの経費です。
- **農林水産業費**
農林水産業の振興を図るための支援や、生産基盤整備などの経費です。
- **商工費**
商工業や観光の振興などの経費です。
- **土木費**
道路や河川、公園などの社会資本整備のための経費です。
- **消防費**
消防活動や災害対策などのための経費です。
- **教育費**
学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費です。
- **災害復旧費**
大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設等を復旧するための経費です。
- **公債費**
市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

市債の状況



一般会計基金の状況



主な財政用語の説明

●会計区分

■一般会計

市税、国や県からの補助金・交付金、手数料などの収入や、市の行う仕事に必要な支出といったお金の処理をまとめて行うために設けられた会計で、市のお金の流れの中心となっています。

■企業会計

事業で収益を上げて、その収益でまかなわれる会計で、関市では上水道事業会計がこれにあたります。

■特別会計

国民健康保険事業や下水道事業のように、保険料や使用料などの収入で運営していく事業については、その事業にかかるお金の流れをわかりやすくするために、一般会計とは別の会計を設けることになっています。

●歳入

■市税

市民や市内に事務所などをもつ法人などに納めていただく税金で、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などがあります。

■地方譲与税

国税として徴収したものを、国が一定の基準により、市に対して譲与するもので、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

■地方消費税交付金

地方消費税の一部を財源として、県が人口と従業者数で按分し、市に対して交付するものです。

■地方交付税

全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市に交付するものです。

■分担金・負担金

市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するもので、保育園の保育料などが該当します。

■使用料・手数料

市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける方から、その受益に対する実費負担的なものとして徴収するもので、体育館などの施設使用料や、住民票の写しの交付手数料などが該当します。

■国庫支出金

国が市に対して支出するもので、負担金、財政援助のための補助金、委託金などがあります。

■県支出金

県が市に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部または一部として交付するものがあります。

■財産収入

市が所有する財産の貸付け、売払いなどにより得た現金収入のことで、公共用地の売払収入や、基金積立金の利子などが該当します。

■繰入金

各種基金の取り崩しにより繰り入れたお金です。

■繰越金

前年度の決算上、余ったお金です。

■諸収入

収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入をまとめたもので、延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。

■市債

学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の費用が必要なものの財源に充てるため、地方自治体が、政府・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金を「地方債」といい、市が調達する資金が「市債」です。

特別会計

会計名	収入済額	支出済額
国民健康保険特別会計(事業勘定)	94億 332万円	92億8,684万円
国民健康保険特別会計(直診勘定)	7億3,107万円	6億9,329万円
下水道特別会計	33億6,076万円	33億3,557万円
財産区特別会計	1,941万円	1,747万円
中小企業従業員退職金共済事業特別会計	1億2,934万円	1億2,934万円
食肉センター事業特別会計	4,592万円	4,592万円
農業集落排水事業特別会計	8億3,987万円	8億3,980万円
公設地方卸売市場事業特別会計	4,770万円	4,770万円
介護保険事業特別会計	54億9,571万円	54億8,102万円
簡易水道事業特別会計	6億8,304万円	6億8,281万円
有線放送事業特別会計	4,126万円	4,093万円
後期高齢者医療特別会計	7億2,051万円	7億 778万円
合 計	215億1,791万円	213億 847万円

都市計画税の使途状況

区分	金額	
都市計画事業費など	街 路	1億5,739万円
	公 園	3億6,724万円
	下 水 道	2億9,159万円
	そ の 他	1億2,277万円
	都市計画事業計	9億3,899万円
	土地区画整理事業	1,400万円
	地方債償還額	20億5,093万円
	合 計	30億 392万円
上記の財源内訳	地 方 債	7,420万円
	支 出 金	1億6,913万円
	負担金その他	1億2,543万円
	都市計画税収入額	9億7,189万円
	一 般 財 源 等	16億6,327万円
合 計	30億 392万円	

市民1人あたりの使い道

人口92,890人：平成24年3月31日現在

区 分	1人あたり
議 会 費	3,609円
総 務 費	53,723円
民 生 費	110,888円
衛 生 費	32,013円
農 林 水 産 業 費	16,132円
商 工 費	6,768円
土 木 費	39,715円
消 防 費	18,867円
教 育 費	74,444円
災 害 復 旧 費	1,198円
公 債 費	53,640円
合 計	410,997円

市税に対する負担状況

人口92,890人：平成24年3月31日現在

区 分	1人あたり
市 民 税	53,209円
固 定 資 産 税	66,080円
軽 自 動 車 税	2,035円
市 た ば こ 税	5,900円
都 市 計 画 税	10,463円
入 湯 税	628円
合 計	138,315円



関市の財政の健全度

平成23年度決算に基づく本市の健全化判断比率、資金不足比率および財政運営判断指標は、次のとおりです。健全化判断比率および資金不足比率ともに早期健全化基準などを下回り、前年度に引き続き健全な状態です。

今後とも、これらの財政運営のルールに基づき、現在の健全財政を維持するとともに、住民自治による行財政運営の充実・健全化を図っていきます。

1 健全化判断比率と資金不足比率からみる財政の健全度

●健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

指標名	平成23年度	平成22年度	参 考		説 明
			早期健全化基準 ※2	財政再生基準	
実質赤字比率	※1 — (△7.66%)	※1 — (△7.37%)	12.21%	20.0%	市の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率
連結実質赤字比率	※1 — (△12.75%)	※1 — (△13.29%)	17.21%	30.0%	市のすべての会計の赤字や黒字を合算して、市全体の赤字の程度を指標化し、市全体の財政運営の深刻度を示す比率
実質公債費比率	12.2%	12.1%	25.0%	35.0%	市の借入金の返済額や、これに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率
将来負担比率	10.2%	20.9%	350.0%	※3 —	現時点での市の借入金の額や将来負担しなければならない額を指標化し、今後の財政運営を圧迫する可能性を示す比率

※1 実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字であったため「—」と表記していますが、参考に黒字の程度を（ ）内に△で併記しています。

※2 市町村の早期健全化判断基準は、財政規模に応じて異なります。

※3 将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。

●資金不足比率（地方公営企業の経営の健全性に関する指標）

事業名	平成23年度	平成22年度	参 考		説 明
			経営健全化基準		
上水道事業	— (△3.8%)	— (△4.3%)	20.0%		公営企業の資金不足を指標化し、経営状況の深刻度を示す比率 ※一般会計の実質赤字比率に相当するもの
下水道事業	— (0.0%)	— (0.0%)			
農業集落排水事業	— (0.0%)	— (0.0%)			
食肉センター事業	— (0.0%)	— (0.0%)			
公設地方卸売市場事業	— (0.0%)	— (0.0%)			
簡易水道事業	— (0.0%)	— (0.0%)			

※各会計の資金不足比率は黒字であったため「—」と表記していますが、参考に黒字の程度を（ ）内に△で併記しています。

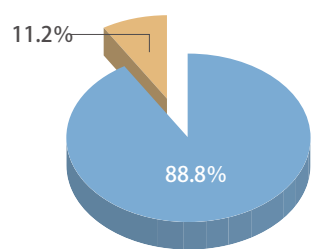
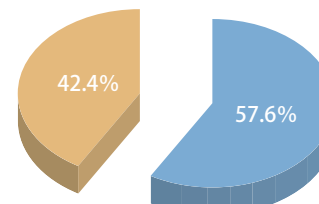
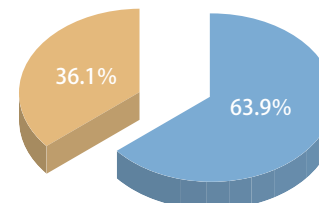
2 財政運営判断指標からみる財政の健全度

●財政運営判断指標（「関市健全な財政運営に関する条例」に基づく市独自の財政指標）

指標名	平成23年度	説 明
経常収支比率	88.8%	公債費、人件費などの義務的経費や経常的に支出される物件費、維持補修費などに使われた一般財源の額が、市税、地方交付税など経常的に収入される一般財源の総額に占める割合を表す比率 この比率が高くなると、臨時的事業に投資できる資金が少なくなるため、財政が硬直しているということになります。
財政調整基金比率	24.2%	標準的な1年間の収入に対して、貯金である財政調整基金が占める割合を表す比率で、年度間の臨時的な支出に対応できる「ゆとり」を判断するための指標
地方債残高比率	161.8%	標準的な1年間の収入に対して、借入金である地方債の残高が占める割合を表す比率で、将来の地方債発行可能額を判断するための指標
債務償還可能年数	6.6年	使い道が自由な収入をすべて使ったと仮定して、地方債などの債務を償還するのにかかる年数を表すもので、債務が返済可能な規模となっているかを判断するための指標
公債費の普通交付税算入率	57.6%	これまでに発行した地方債の単年度における返済額（公債費）のうち、普通交付税を算定するための基準となる財政需要額に算入される金額の割合を表す比率
地方債残高の普通交付税算入率	63.9%	これまでに発行した地方債の年度末残高のうち、普通交付税を算定するための基準となる財政需要額に算入される金額の割合を表す比率

※平成24年5月施行の条例に基づく指標のため、平成23年度決算については各指標の結果報告のみで、目標値は設けられていません。

●財政運営判断指標を家庭にたとえると・・・

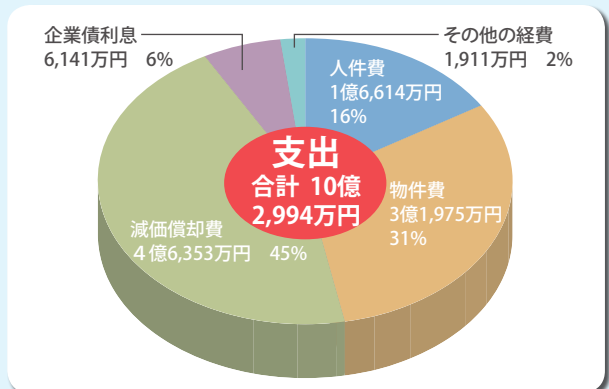
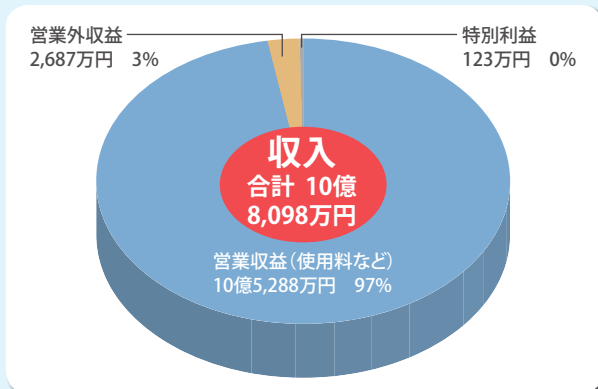
指標名	一般家庭にたとえて説明すると・・・
<p>経常収支比率 88.8%</p>	<p>給料のうち、どうしても必要な生活費やローン返済額などが占める割合を表しています。支払わなくてはならない経費の割合が、88.8%を占めているということになります。</p>  <ul style="list-style-type: none"> ■ 支払わなければならない経費の割合 例：食費、光熱水費、ローン返済など ■ 自由に使える割合 例：旅行、自動車購入など
<p>財政調整基金比率 24.2%</p>	<p>使い道の決まっていない定期預金が、所得と比較したときにどれだけあるかを表しています。所得の24.2%の蓄えがあるということになります。</p>
<p>地方債残高比率 161.8%</p>	<p>住宅ローンなどの借入金の残高が、所得と比較したときにどれだけ残っているかを表しています。所得の約1.6倍のローンが残っているということになります。</p>
<p>債務償還可能年数 6.6年</p>	<p>給料のうち、どうしても支払わなければならない経費以外のお金をすべてローンの返済に充てたとして、何年で借金が返済できるかを表しています。計算上では、7年以内にすべての借入金を返済できることになっています。</p>
<p>公債費の 普通交付税算入率 57.6%</p>	<p>ローン返済額のうち、利子補給や税額控除などの補てんがあった割合を表しています。ローン返済額の57.6%は補てん分であり、自己負担分は返済額の42.4%ということになっています。</p>  <ul style="list-style-type: none"> ■ 利子補給などの補てんがあった割合 ■ ローン返済額のうち、実際の自己負担分の割合
<p>地方債残高の 普通交付税算入率 63.9%</p>	<p>ローン残高のうち、利子補給や税額控除などの補てんが受けられる割合を表しています。ローン残高の63.9%は補てんが受けられる見込みであり、実際に負担すべきローン残高の割合は、36.1%ということになります。</p>  <ul style="list-style-type: none"> ■ 利子補給などの補てんが受けられるローン残高の割合 ■ ローン残高のうち、実際に負担しなければならない残高の割合

上水道事業会計の経営状況

平成23年度決算より

上水道事業は、地方公営企業法に基づき経営し、皆さんの水道料金を主な収入源として「独立採算制」で運営しています。上水道事業会計は、収益的収支と資本的収支に区分されます。

収益的収支<税抜き>

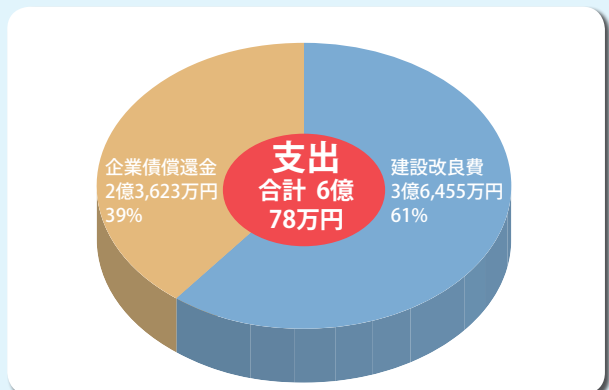
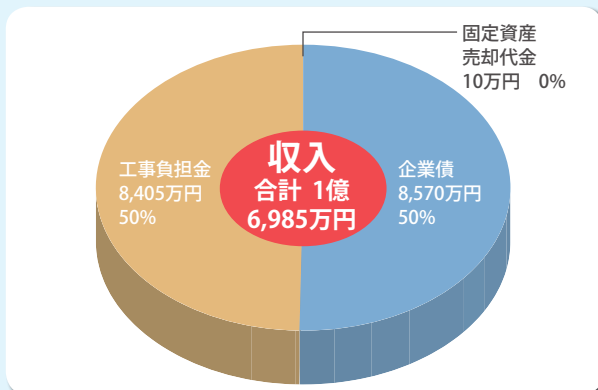


◎収益的収支の収入合計と支出合計の差額 5,104万円が平成23年度の純利益となります。

収益的収支とは 水道施設を維持管理するための経費とその財源が計上されます。

- 減価償却費… 固定資産(建物、機械備品など)が、時の経過などに伴って摩耗や消耗などにより、価値が減少した分を費用化したものです。
- 物件費… 給配水管や機器などの修繕費、電気料、材料代などの経費です。
- 企業債利息… 水道施設などをつくるために借りたお金の利息の支払いです。

資本的収支<税込み>



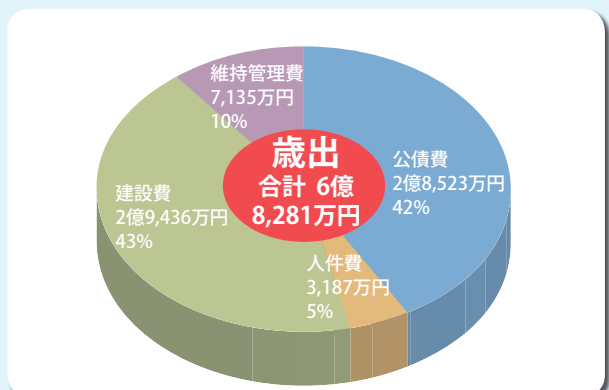
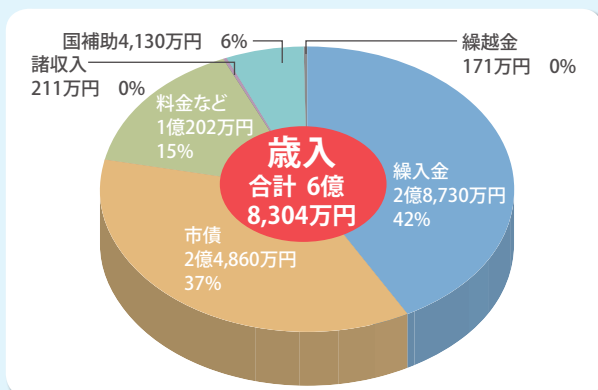
◎資本的収入が支出に不足する額4億3,093万円は、損益勘定留保資金などで補てんします。損益勘定留保資金とは、減価償却費などの現金を伴わない経費で資本的支出の財源になります。

資本的収支とは 水道施設の建設や更新にかかる経費とその財源が計上されます。

- 企業債… 施設建設などの財源とするために国などから借り入れる長期の借入金です。
- 建設改良費… 水道施設の更新、改良などを行うための経費です。
- 企業債償還金… 水道施設などをつくるために借りたお金の元金の支払いです。

簡易水道の経営状況

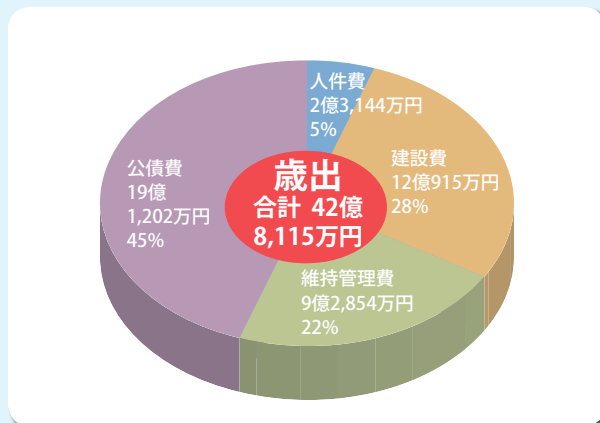
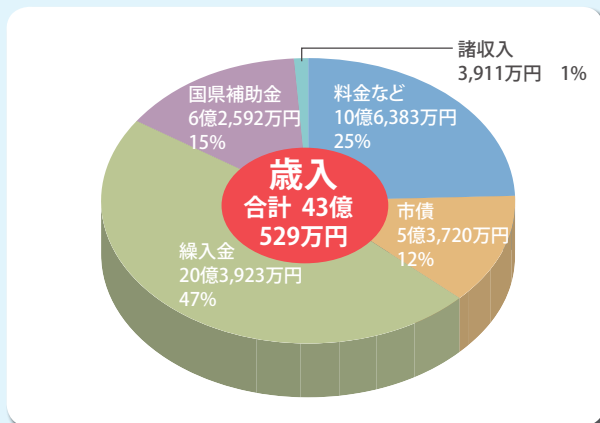
平成23年度決算より



下水道の経営状況

平成23年度決算より

下水道の決算は、下水道特別会計・農業集落排水事業特別会計・し尿処理費（一般会計）を合算しています。



簡易水道、下水道の語句の説明

1. 料金などは、使用料や受益者負担金および検査手数料などです。
 2. 市債とは、経営で不足する費用のうち、国が認めたお金を借り入れるものです。
 3. 繰入金とは、経費不足分を関市一般会計から繰り入れするものです。
 4. 国県補助金とは、主に建設事業に対する補助金などです。
1. 人件費とは、給料・手当・共済費などです。
 2. 建設費とは、水道管や污水管、下水処理場などの工事にかかる費用です。
 3. 維持管理費とは、薬品の購入や電気料金および委託費用です。
 4. 公債費とは、借り入れたお金を返済するための費用です。

上下水道の料金を改定します

10月に検針する分（11月請求分）から上下水道の料金を改定します。

照会先 水道課 ☎ 23-7707 下水道課 ☎ 23-7708 FAX 23-7741

●改定後の上水道料金（簡易水道と飲料水供給施設を含む）

◆計算式（基本料金+水量料金）×1.05（10円未満切捨て）

2カ月分の基本料金（量水器1個につき）（消費税抜き）

口径（mm）	13	20	25・30	40
金額（円）	1,120	1,240	2,740	3,900
口径（mm）	50	75	100	150
金額（円）	5,280	7,120	8,300	17,260

2カ月分の水量料金（1㎡につき）（消費税抜き）

使用水量（㎡）	1～20	21～40	41～600	601～
金額（円）	20	80	130	180

●改定後の下水道料金（農業集落排水とコミュニティ・プラントを含む）

◆計算式（基本料金+超過料金）×1.05（10円未満切捨て）

2カ月分の料金（消費税抜き）

	基本料金	超過料金（1㎡につき）		
使用水量（㎡）	0～20	21～40	41～80	81～
金額（円）	2,100	110	115	120